

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和4年度第2四半期・特名随意契約）

| No. | 案件名称                            | 委託種目 | 契約の相手方      | 契約金額<br>(円) 税込 | 契約日      | 根拠法令                          | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) | W T O |
|-----|---------------------------------|------|-------------|----------------|----------|-------------------------------|----------------------|-------|
| 1   | 令和4年度新大阪駅及び駅周辺企業等の帰宅困難者対策事業業務委託 | その他  | 株式会社都市空間研究所 | 1,542,200      | 令和4年7月1日 | 地方自治法施行令<br>第167条の2<br>第1項第2号 | 別紙のとおり               | —     |

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和4年度 新大阪駅及び駅周辺企業等の帰宅困難者対策事業

## 2 契約の相手方

株式会社都市空間研究所

## 3 随意契約理由

本事業については、行政・民間企業・鉄道事業者等が一体となり、新大阪駅周辺地区の帰宅困難者対策を推進することを目的としている。平成26年度より本事業を開始し、国土交通省を始めとする他の行政機関や、民間企業・鉄道事業者等と連携して取り組みを進めていることにより、平成29年7月に協議会が発足し、平成31年3月にエリア防災計画（帰宅困難者対策計画）が完成、同計画に基づく実地訓練を経て、令和3年3月には一時滞在スペース運営マニュアル及び情報提供拠点運営マニュアルが完成しており、一定の成果が見られている。

大阪市防災減災条例を踏まえ、総合的な帰宅困難者対策を推進していくうえで、課題に対する現状把握と、その改善策を問題提起しながら、協議会の運営、事業趣旨に見合う訓練等の実施、駅周辺エリア防災計画の更新、帰宅困難者対策における施策の提案など、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、単なる価格競争ではなく、質の高い業務の遂行を図る上で、専門性、技術力等を適正に審査し、業務委託内容に適した事業者の選定を行うため、公募型プロポーザル方式を採用する。

そして、選定委員による本事業の実施能力及び企画提案の内容等を審査した結果、より質の高い業務を遂行し得る委託事業者として認められた株式会社都市空間研究所を今年度の業務委託事業者として契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

淀川区役所市民協働課防災担当（電話番号：06-6308-9743）